
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 投資信託の時価算定

本資料の目的

1. 日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、投資信託委託会社の公表する基準価格を投資信託の時価として認めており（第 62 項）、当該取扱いについて現在審議中である時価の算定に関する会計基準（案）（以下「基準案」という。）における時価と照らした検討を行う。

分析

2. 金融商品実務指針第 62 項では、投資信託の時価を以下のように規定している。

「投資信託に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額には、投資信託委託会社の公表する基準価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価価格が含まれる。」

3. 基準案では「『時価』とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。」としている。
4. 基準案における時価の定義に照らして考えると、上場している投資信託など市場価格が存在する場合はその価格が時価と考えられる。また、このような市場価格が存在しない場合でも、時価算定日に時価算定日における基準価格で無条件に解約可能な場合には、基準価格を出口価格（時価）とすることができると考えられる。
5. 他方、市場価格が存在せず、かつ、時価算定日に時価算定日における基準価格で無条件に解約することができない場合において、どのように時価を算定するかが問題となる。

ここで、有価証券報告書（金融商品取引法）や運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律）の開示義務のある投資信託においては一般に、投資信託協会の公表する「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」（以下「計理規則」という。）に従っ

て、各信託財産の評価を行っているものと考えられる。当該計理規則については、必ずしも基準案に沿っていないため、この場合、どのような対応が必要となるかが論点となる。

また、海外の投資信託については、現状における時価の算定方法は様々であり、実態を十分把握する必要がある。

提案

6. 前項の課題を検討するには、関係者との協議等、一定の期間が必要と考えられるため、基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正するとともに、当該改正に関する適用時期を定めることとしてはどうか。当該改正を行なうまでの間は現行の基準価格を時価とする金融商品実務指針の取扱いを踏襲する。
7. なお、経過措置を利用した場合の投資信託の時価のレベルは、以下としてはどうか。
 - (1) 算定日において市場価格を時価とする場合は、当該市場が活発か否かに応じてレベル1又は2とする。
 - (2) 算定日において基準価格で無条件に解約可能であって、当該基準価格を時価とする場合は、当該投資信託の設定・解約取引が活発か否かに応じてレベル1又は2とする。
 - (3) 上記(1)又は(2)以外で、基準価格を時価とする場合は、便宜、レベル3に分類する。

時価の算定に関する会計基準の適用指針文案

8. 以上の検討における提案に基づき時価の算定に関する会計基準の適用指針案(以下「適用指針案」という。)に記載する文案を以下としてはどうか。また第7項の経過措置を適用した場合のレベル別開示については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」において第7項の取扱いを反映することとしてはどうか。

9. なお、現行の日本基準において投資信託の時価評価について規定している金融商品実務指針第 62 項、第 266 項は削除することとし、投資信託の時価について言及している第 287 項については、一部修正を行う。

時価の算定に関する会計基準の適用指針

(本文)

IV. 適用時期等

27. 第 25 項に関わらず、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等、一定の期間が必要と考えられるため、基準公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正するとともに、当該の改正に関する適用時期を定めることとする。当該改正を行うまでの間は、改正前の金融商品実務指針における取扱いを踏襲し、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には、投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とする。

ディスカッション・ポイント

投資信託の時価の算定に関する事務局の提案と適用指針案の文案についてご質問又はご意見を頂きたい。

以 上